

○令和8年3月19日（木）

開議 午前 11 時 30 分

閉会 午後 2 時 54 分

○出席委員（15名）

委員長	江川あや
副委員長	皆川ゆきたけ
委員	いしかわまさき
委員	あべなお
委員	小林ゆうき
委員	駒木おさみ
委員	石川まさゆき
委員	まじま隆英

委員	高橋紀博
委員	高木ひろたか
委員	能登谷繁
委員	金谷美奈子
委員	高花えいこ
委員	安田佳正
委員	杉山允孝

○出席議員（2名）

議長 福居秀雄

予算等審査特別委員会委員長 高橋ひでとし

○説明員

副市長	梶井正将
経済部長	三宮元樹
経済部次長	小島浩吉志
経済部次長	田村哲也
旭山動物園主幹	中田真一

観光スポーツ部長	菅原稔
観光スポーツ部次長	松田英志
観光スポーツ部スポーツ施設整備課長	川原久明
観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹	大久保啓子
水道事業管理者	佐藤幸輝

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸
議事調査課主査	長谷川香織

議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課書記	朝倉あゆみ

○江川委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ 14 名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、石川まさゆき委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第 14 号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第 16 号、議案第 22 号及び議案第 23 号の以上 4 件を一括して議題といたします。

ここで、理事者から発言の申出がありますので、これを許すことといたします。

○榊井副市長 質問の趣旨を正確に把握した上で答弁を申し上げる観点から反問をさせていただきましたが、私が反問権を行使したことに伴い、委員会の貴重なお時間を頂戴したことについておわびを申し上げます。

また、私の昨日の、民設民営の場合の特徴をどこまで議員が理解しているかあれなんですけれどもという発言につきましては、分科会の発言としてなじまないもので、適切さを欠くものであったと考えておりますことから、おわびの上、撤回させていただきます。

○江川委員長 ここで、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 私のほうからも意見を述べさせていただきます。

昨日の榊井副市長は、私の花咲新アリーナの建設費等についての質問の中で反問権を行使されました。趣旨は、直近の質問で、建設費と使用料総額の金額が示されていたけれども、それだけで高い、安いと比較できないので確認したいという趣旨だったと思います。

しかし、私は、その前に、維持管理費や大規模修繕費、固定資産税なども聞き、その後、市が建設したほうが安くなるのではないかと、事業費総額を比べる流れでしておりました。担当者もその趣旨で確認しておりました。たとえ、質問の趣旨を確認したいというのであれば、時間を求めて、理事者の中で答弁調整も可能であったと思いますし、また、答弁の中で、このような趣旨と受け止めてお答えしますと、前置きしながら確認していくということも、通常、行われています。であれば、理事者の中で答弁調整の努力をせずに、通常でない反問権を行使したことで議事の進行を混乱させる事態となったと思います。

委員長に促されて通常の答弁に戻ったとき、榊井副市長は、若干の要約はしたものの、流れも、趣旨も担当者が私と確認したものと同じで、ただ高速で読み上げたものだったと思います。そうであれば、最初から質問の趣旨が理解できていたし、答弁も可能だったものであり、反問権の行使は必要なかったことになります。その内部の努力をしないで反問権の濫用をすることは許されません。

また、榊井副市長の反問権のやり取りの中で、民設民営の場合の特徴をどこまで議員が理解しているかあれなんですけれどもという発言がありましたが、これは、議員を軽んじるものだとして受け止めました。

しかも、これは初めてではありません。昨年 10 月 16 日の決算審査特別委員会でも、官民連携に当たっての判断を聞いた中で、榊井副市長は、能登谷議員が御理解ができていないと決めつけました。このときは、国土交通省から来た人で、地方議会のことはなかなか理解できないのかなと

思いながら我慢しました。

しかし、さすがに2回目ですから、議員を軽んじるということは、背景にいる市民に対しても同じ認識なのかなと大変残念な思いです。反問権を撤回することでこの部分も取り消すことができると考えましたが、先ほど謝罪がありましたので、質疑に戻りたいと思います。

○江川委員長 それでは、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○能登谷委員 それで、建設費等の関係については4つほど伺って終了しましたので、続いて、体育施設の需要について伺っていききたいと思います。

まず最初に、体育施設の利用実績について伺いたいと思います。

市内の体育施設の需要はどのように把握されているのか、伺いたいと思います。

資料をいただきましたので、まず、この10年間の利用動向を伺いたいと思います。

○松田観光スポーツ部次長 市内の体育施設のうち屋内施設につきまして、観光スポーツ部で所管する総合体育館ほか3施設、土木部で所管する忠和公園体育館ほか2施設の合計7施設について、資料として提出させていただいております。

この7施設の利用者の推移では、10年前の平成27年度では約45万4千人のところ、令和6年度では約51万3千人となっており、人数では5万9千人、率では13%増加している状況でございます。

○能登谷委員 それで、この資料をいただいた中で、この10年間の利用状況は、単純計算では113%に増加しているように見えますが、幾つか疑問があります。

一つは、この10年間で、ほとんどの体育施設の利用者が減少傾向にありながら、総合体育館だけが増加している。平成27年度15万4千457人が、令和6年度では19万8千184人へということで、4万3千727人増加していますから、ここは1.28倍になっている。350日ぐらいが利用日数でないかと思いますので、割り返すと1日平均125人増加しているということですよ。

もともと平成27年度の15万4千人もそんなに低くない数で、1日441人が利用することになりますから、それが令和6年度になると566人に、今言ったように125人増加しているということは、なかなか考えにくいかなあというふうに思うんです。

もう一つは、2つ目の大雪アリーナの令和5年度、ここが異常値ですよ、7万8千687人、前の年、令和4年度に比べても、令和4年度は1万6千173人ですから、令和4年度が約1万6千人、そして令和6年度、5年度の翌年が3万5千804人ですから、前後から見ても明らかに異常値ではないかと思われそうですが、これらは、利用者ではなく、観客数が入っているとしか思えないんですが、実情をお示してください。

○松田観光スポーツ部次長 総合体育館の利用につきましては、指定管理者からの報告を基に整理しておりますが、大会等の団体利用の人数は主催者からの報告を基に集計しており、観客数は別の集計となっておりますので、資料として提出した人数は観客数を除いた数字となっております。過去10年間、この集計方法については変更はないと伺っております。

大雪アリーナにつきましては、観客数も含まれる数字でございます。こちら、過去10年におきまして集計の方法は変更しておりません。

令和5年度が突出して増加している状況でございますけども、これは、全国高校総体、インターハイが開催されたことによるものと推測されます。

○能登谷委員 そうすると、大雪アリーナは、まず、もうこれは論外ですよ、インターハイが入っているということで。観客数が入っているのは、利用数とか、施設の需要をはかる数にはなりませんよね。

それから、総合体育館のほうも、こんなに増えているのが本当なのかなあと。ヴォレアス北海道などが使うようになったから増えたのかなあと思ったり、それにしても選手の数だけではこんなにならないですよ。だから、こっちも観客数が入っているんでないかなあと思いましたけど、それは違うと先ほどおっしゃったんですが、いずれにしても、なかなか厳しい数字のはず。皆さん方は、これらを基に体育施設の利用、需要が増えているということを前提で議論されてきていますから、それでこの資料を出してもらったんですね。

確かに、これだけ単純計算すれば11.3%で、ほかの資料から出てくる、推進計画だったかな、何だったかな、スポーツ実施率ですか、これが11.6%ぐらいになっているから、それと合致して体育施設の需要も増えているんでないかということをおっしゃりたいんでしょうけども、今言ったように、大雪アリーナだって、これ、抜いたらどうなると。総合体育館だけ抜いたら、怪しいからそれを抜いたら合計は31万4千545人ぐらいにしかならないです。そうすると、平成27年度と令和6年度の10年間の比較っていうのは10.5%ぐらいしか増加したことにならないんですよ。そうすると、皆さん方のおっしゃっているスポーツ需要、根拠がなかなか厳しいんじゃないでしょうか。

○松田観光スポーツ部次長 この資料によりますとおり、過去10年の体育施設の利用者数なんですけれども、10年前にはなかった東光スポーツ公園の武道館を除くと、10年間で利用人数は5%程度減少しておりますが、武道館につきましては、年々、利用者数が増加しております。令和6年度には約8万人の利用となっております。この武道館の利用人数を含めると13%増加しているというような状況でございます。

○能登谷委員 確かに、新しいものができると、その周辺とか、スポーツニーズが高まるのは当然だと思います。便利なものができたんだから利用しましょうと。ふだん、できなかったところですね。それから、確かに、この間、私も言いましたけど、あの周辺の歩くスキークースもいいし、中の武道館の横にあるジムなんかも大変にぎわって、使われていると思うんですね。料金も安いし、スポーツジム、民間に行くよりはよっぽどいいし、だから、近郊の周辺の人たちの需要としては、高まるのは当然で、ありがたいことです。施設ができて、それで高まらないというのはちょっと困るので。だけど、それらを入れてもこれしか伸びない。観客数を入れてもこんなもんだということだと思いますから、なかなか、強気で、施設利用者が増加しているっていうのは言い難いなというふうに思うんですね。

それで、次に行きますが、もう一つは、令和6年度の総合体育館のヴォレアス北海道の利用実績を伺いたいと思うんですね。回数と観客数はどうなっているのでしょうか。

○松田観光スポーツ部次長 令和6年度の総合体育館のヴォレアス北海道の利用実績でございますけども、利用日数が33日、観客数は3万2千780人となっております。この観客人数は、総合体育館の利用人数には含まれておりません。

○能登谷委員 次に、そう聞かれるなと思って踏み込んだお答えになって、入っていないと言っているんですけど、ちょうどその3万2千ぐらい取れば、いい数字になるなあと思っておりますけど、入っていないとおっしゃっているんだから、そうなんでしょう。

ただ、ヴォレアス北海道は33日で3万2千人ですから、1千人もいかないということだよ、1日、観客数というのは。違うの。利用日数が33日、観客人数は3万2千人780人、違いますか。

○松田観光スポーツ部次長 ヴォレアスの利用日数につきましては、会場の整備とか準備の期間を含めた33日でございます、大会自体は16日ということになっております。

○能登谷委員 そしたら、1回2千人ぐらいいは入るという計算になりますね。分かりました。

それで、体育施設の利用者の実績は、この10年間で、結局、私は増えていないんでないか、むしろ減少傾向なのではないかと。

お認めになった大雪アリーナは、観客が入っていますからね。これを抜いちゃって考えたら、もうそれだけで全体として利用実績は減るということになりませんか。

○松田観光スポーツ部次長 武道館を除いた……、あつ、大雪アリーナの分を除いたということでは……（「武道館もね」と言う者あり）

そこを除いた、引くということ、その観客数等も含めると、増加かどうかというところは微妙な部分もあるかなと思います。

ただ、我々は、体育館の利用というのを、特に総体ですとか興行をやるところは、もちろん、するスポーツだけでなく、見るとか、支えるという部分でも、皆さんにスポーツに親しんでいただいて、スポーツをやるきっかけをつくっていただいたり、生活の楽しみをつくっていただくというふうに考えているところでございます。

そういった部分では、今ここに出しているのが、ベースとしては利用者数ということで出している数字、大雪アリーナは観客数が含まれているというところはございますけども、そういった部分では、全体として増加しているというのは数字として言えるのかなというふうに思っております。

○能登谷委員 確かに、見るスポーツも大事だというのはそのとおりで、皆さん、WBCや何かも一生懸命に見て、なかなか地上波で見られないので、1か月だけNetflixを契約してとか、今、それを解約するのがはやっているんですけども、解約しないで、はまって次のものを見出しているという人も身近にいますけれど、そういう状況で見るのも大事だと思いますので、それはそうだと思いますが、だから、体育施設利用者、体育施設の需要ということで見るとなかなか厳しいものがあるなということが分かりました。

次に、スポーツ実施率の推移と取り組むスポーツの状況について伺いたいと思います。

旭川市スポーツ推進計画、これも資料として出せばよかったんでしょうけども、これ、みんなが持っているものなので、改めて資料として出すべきでないということだったので出しませんが、そのスポーツ推進計画では、週1回スポーツをする人の割合、これが、平成27年度は42.3%、これが、令和4年度、その後、数字はまだないということなので、令和4年度で49.3%に、116%に増加している、16%増えたということですね。

スポーツ実施率が高いのはどの階層になっているのか、まずはお示しいただきたいと思います。

○松田観光スポーツ部次長 旭川市スポーツ推進計画のスポーツ実施率で、年代別では60代以上

の実施率が58.2%と高くなっております。

○能登谷委員 実施率を分析したものが推進計画の3ページに載っているんですよね。どなたも見られる状態になっていると思いますが、37.7%が49.3%に上がっているということですが、そのうち、どんな人という分析も載っています。それで、結局、高齢者がすごい増えているということなんです。

それで、高齢者の実施率が高いのはもちろんいいんですけども、生涯スポーツの時代ですから、そうでしょうと。で、普通のところと比べてみても、平均よりも高齢者の実施率が9%ぐらい高いということになっています。

それでは、取り組むスポーツの種類や場所についてはどうなっているのでしょうか。

○松田観光スポーツ部次長 1年間にスポーツを行った種類につきましても調査をしておりますで、約1千件の回答のうち、多いほうから、ウォーキング、階段昇降が343件、体操、ヨガが130件、自転車、サイクリングが119件、トレーニングが106件などとなっております。

○能登谷委員 結局、1千件——1千件もないんですけどね。962件ぐらいですね、この集約は。その中で、ウォーキングなど343件で、これが3分の1ぐらいを占めている。だから、散歩なども入っているということですね。

そうだ、先に聞いておくか。散歩とウォーキングって、概念としてはどんな違いがあるんですか。

○松田観光スポーツ部次長 散歩とウォーキングの違いということでございますけれども、ウォーキングは、どっちかというとスポーツのイメージではありますが、国などの調査、同じようなアンケート調査をやっているんですけど、その中に、ウォーキングの中に、括弧、散歩なども含むというふうに書かれていますが、実態はそんなに違いはないのかなというふうには考えております。

○能登谷委員 私の近所も、年配の方も含めて、散歩と言っても結構速く歩いているので、多分、これはウォーキングなのかなと思って見させていただいていますが、ただ、朝ドラの「ばけげ」の人たちのあれは散歩ですよね。朝霧の中で、景色がきれいだと言って、すばらしいとか言っていますけど、あれは、多分、散歩なんだと思うんですよ。だから、ウォーキングにならないのかなと。

ウォーキングは343件で、パークゴルフが35件、ランニング、陸上34件、スノースポーツ30件、ゴルフ26件、これら屋外スポーツで468件ぐらいが見られると思うんですよ。

全部で962件の回答ですので、自転車、サイクリングは、これ119件あるんですが、屋内、屋外あると思いますので、屋外が多いと思うんですけど、家の中に自転車があるという人もいますので、それはちょっと除外したほうがいいのか。その他も105件で、これも分からないので引くと738件、屋外がはっきりしている分だけを見ると、全体の約63%を占めているんじゃないかなと思うんですよ。そうすると、スポーツに取り組む6割以上が屋外だというような認識でよろしいのでしょうか。

○松田観光スポーツ部次長 スポーツ推進計画のアンケートの趣旨が、屋内、屋外を問わずどのようなスポーツをしているかを確認するものでありますため、最も回答の多かったウォーキング、階段昇降につきましても、例えば、ウォーキングであれば、冬期間は大雪アリーナのウォーキングコ

ースですとかトレーニング室のウォーキングマシンなど、屋内施設を使用されている方も多いと思われますし、階段昇降という部分については専ら室内でされることが多いものと考えておりますので、6割が屋外とは言い切れないというふうに考えております。

○能登谷委員 確かに、アンケートなので、どこの場所でやっているまでははっきりしていないから言い切れないということはあると思いますが、それにしても屋内の需要がそんなに高いというふうには私は見えないなあと思っています。

スポーツ実施率は上がっていますが、推進計画で指摘しているとおり、ウォーキングや体操、自転車、トレーニングなど、気軽に取り組めるスポーツが上位を占めている。これが推進計画の資料の中での結論になっていますよね。だから、必ずしも体育施設の利用増につながるような状況ではないということではないでしょうか。

○松田観光スポーツ部次長 スポーツ推進計画のアンケート調査におきましても、本市が優先すべき取組として最も回答が多かったものが、初心者が気軽にスポーツを親しむ機会の充実でございます。

このため、さらに市民のスポーツをする機会を充実するためには、身近で気軽にスポーツを行う環境が必要であるものというふうに考えております。

○能登谷委員 いずれにしても、身近な気軽に取り組めるということが上位を占めている中で、これが屋内体育施設の需要が伸びているということにはなかなか結びつかないなあというふうに思うんですよね。もちろん、いろいろ体育施設ができる中で、いろんな需要が掘り起こされて、行ってみようという気になるのは当然分かります。だから、武道館ができた中で数が増えていっているのは、近所の人を含めて利用したくなるというのは、それは当然だと思うんですね。ただ、それが、どうしても、必ずしも体育施設の利用、需要が増えているというものにつながらないんじゃないかなあというふうに私は思いますので、そこだけ述べておきます。

この後も、いろんな項目で質疑を続けていきたいと思っていますので、私の持ち時間もまだ大分あるようですので、一旦、区切っていただけるとありがたいと思います。

○江川委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 花咲新アリーナの利用日数の算定根拠について伺ってまいりたいと思います。

花咲新アリーナの市民利用日数が 140 日ということなんですが、私としては、これは、なかなか、崩れたんでないかなと、今までの質疑の中でというふうに捉えています。

なぜかといったら、そんなに、やっぱり、スポーツ実施率で見ても、体育施設の利用者の推移で見ても、崩れているなど。それを、現在 35% のところを 40% に上げる根拠は薄いんでないかと。ましてや、東光複合体育施設ができて、そちらに動く利用者も当然考えられますので、総合体育館の周りの人たちが歩いて通っているだけでなく、車を利用しながら全市から集まっているということも当然ありますので、だとすると、東光複体ができたことでそっちにも一定程度行きます

から、そうすると、市民利用日数140日の積算が大き過ぎるのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナの市民利用として想定いたしました140日につきましては、利用人数を根拠に算出したものではございませんので、妥当性はあるというふうに考えているところでございます。

また、屋内体育施設の利用者は過去10年で13%増加しておりまして、スポーツ推進計画のアンケート調査の結果からも、運動の実施場所を伺っておりませんので、屋内運動施設の利用者が減っているとは判断できないものというふうに考えております。

なお、市民の日常的個人利用につきましては、募集に係る旭川新アリーナ等整備事業要求水準書（新アリーナ等）におきまして、旭川市スポーツ推進計画を踏まえ、新アリーナを活用し、全ての市民がスポーツを自らの関心や適性、健康状態に応じて生涯にわたりスポーツをする、見る、支える、そうした3つの機会を持つことに寄与する事業を企画運営すること、これまでスポーツをする機会がなかった市民に対するきっかけづくりや、幼少期からスポーツになれ親しむ機会の提供と環境づくりに貢献し、スポーツ実施率の向上に寄与することを求めておりまして、スポーツに触れる機会の向上とスポーツの実施環境の確保を目的としております。

そのため、現在の総合体育館において個人利用がされている時間の割合の35%に、スポーツ実施率の向上でありますとか、学校部活動の地域移行の活動場所の利用を想定いたしまして、全体の利用時間の約40%を想定したところでございます。

○能登谷委員 そこには東光複体のことは全然考えられていないんですよね。さっきも言ったように、当然、東光複体にも移動するでしょうというのがない。それから、私のほうでは、実施率とかいろんなことを言いましたが、それらが必ずしもそうではないと言っているけど、じゃ、何ぼなんだという根拠は特にないんでないかなと思うんです。だから、無理して35%を40%に上げなくても、35%でもいいし、東光複体に出ていくよっていう部分を下げて30%でもいいんですよね。だから、どうしてもそれを40%にするという根拠は、私は示されていないなというふうに思っています。

それから、もう一つ、時間もないので、ぱっぱっと行きますが、大会利用日数については、令和6年度のスポーツ大会の開催状況とか、スポーツ団体の意向を受けて、酌んで年間60日と想定していますが、その具体的な根拠はありますか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 令和6年度の市内のスポーツ大会につきましては、旭川市スポーツ協会が公表しておりますスポーツカレンダーから、近隣町の施設も含めまして屋内施設の利用を予定している大会は246大会となっていたところでございます。令和6年度の新アリーナ基本計画策定時にスポーツ団体等にアンケート調査を行っておりまして、このスポーツカレンダーを基に、総合体育館で開催される大会を東光複合体育施設で開催することを前提といたしまして、他の施設を利用する大会の複合体育施設での開催希望を伺ってございます。スポーツ大会は土日の開催が多く、希望の多くあった大会について日にちが重なる大会がございまして、その日数が60日となったことから、新アリーナでの大会利用を60日と設定したものでございます。

○能登谷委員 スポーツカレンダーから見た、近隣町も含めてということなんですけど、それが、全部、新アリーナに来なくてもいいんじゃないかなと思うんですね、率直に言って。東光複体に行く部分もあるでしょうしね。どうしても新アリーナでなければ開催できない、間に合わない、そう

いう理由は数値的には把握されていないんじゃないかなあと思うんですね。カレンダーとかアンケートとか、いろいろ聞き取ったという中で、本当に来るのかなと。

新アリーナの要求水準書には、これは一定数の参加ということしか書いていないんですよ。だから、数値的に把握したものでなくて、新アリーナでも一定数の大会開催を想定する必要があるという記述にとどまっていますが、そうであれば大幅な増加は想定できないのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 令和6年度の新アリーナ基本計画策定時のスポーツ団体等へのアンケート調査から一定数の大会開催が必要との想定をしております、その後、今回の募集に当たって具体的な数字を整理したものでありまして、大幅な数字増加に当たるとは考えてございません。

○能登谷委員 すみません、先ほどのを訂正します。新アリーナ要求水準書でなくて、新アリーナ基本計画、ちょっと違うものを読んでしまいました。失礼しました。

それで、もう一つ、コンベンション利用は、地の利でいっても、他の施設でもできるんじゃないかなと思うんですよ。

現在の実績は何日なのか、20日に増やす算定根拠は何なのか、お示してください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 市の事業のほか、コンベンション利用の20日につきましては、市などが主催するスポーツ推進事業や展示会等の利用を想定しており、市のスポーツ推進事業につきましては、令和7年度に屋内施設で実施をいたしました連携企業の協力による一流スポーツ選手による講習会や、市民の健康づくりを目的といたしましたけんスポ！、市民スポーツの日の総合体育館の無料開放など、12日となっており、今後も充実をさせていく必要があると考えているところでございます。

市が主催するコンベンションでの利用につきましては、現在のところ、具体的な想定はしておりませんが、新たな施設の完成に合わせまして、他部局の事業の実施にも対応できるように要求水準書にコンベンション等の記載をしたところでございます。

募集要項等にお示ししました新アリーナ活用事業の大会利用や市の事業の日数につきましては、毎年度の変更があるため、事業実施の際には、毎年度、事業者と協議をしていくこととしております。

○能登谷委員 スポーツは分かります。ただ、コンベンション利用で展示会とかわざわざしなくたって、ほかにもいっぱいありますよね。地場産センターとか大雪アリーナとかいろんなところが今もやっていますし、それを12日のところを20日にする理由というのは、何かちょっと薄いなと感じました。

もう一つ、学校部活動の地域展開ということがあります。

運動部の活動のうち屋内体育館を使用する、さらに、そのうち、学校体育館が利用できず、新アリーナを借りざるを得ない部活動はどれぐらいあると把握されていますか。

○松田観光スポーツ部次長 運動部活動の地域展開につきましては、昨年12月に国からガイドラインが示され、自治体の役割として、受皿としての地域クラブ活動団体の認定や、円滑な実施に向けた対応を行うこととされており、現在、教育委員会とともに基本方針案を策定し、パブリックコメントを実施しているところでございます。この中では、令和9年度からの地域展開を目指すこととしておりますが、これまでの関係者との会議の中でも、会場をどうするか、どうやって確保する

かという意見が出されているところでございます。

令和7年4月1日現在で24校に170部の運動部活動が設置されておりまして、3千597人の生徒が加入している状況でございます。この受皿としまして、今後、スポーツ団体や民間事業者等が認定を受けることとなりますが、その受付は令和8年9月をめどに開始する予定としております。こうした新たに認定を行おうとする団体のために会場が必要になりますことから、中学生年代の運動機会の確保のためにも、市として会場を確保する必要があるものと考えております。

○能登谷委員 一定確保するのはあり得ると思うんですね。ただ、今、これ、市民意見を聞いている最中だと。教育委員会のほうにも私は話を聞きましたけど、これからのことなのでまだ方針は定まっていないと。学校でやれるもの、どこか体育館を借りないといけないもの、外だとかいろんなものがありますので、それは今後の検討だし、市民意見は、パブリックコメントを今している最中ということなので、要するに、この部分は、学校部活動の地域展開のうち、新アリーナを借りなきゃならないというのは具体的に数値ではつかんでいないということではないかなというふうに思いますので、これも、私は、限定的だということ、指摘だけしておきます。

次に行きます。

それで、全体として、私は、220日の利用の算定根拠は薄弱でないかなというふうに思っていますので、それについても、皆さん方は、そうでもないよって、今までの答弁の中で言わざるを得ないと思いますので、そこは何回聞いても同じですので、これも指摘だけしておきたいと思います。

財政規律の関係について伺いたいと思います。

財政規律上、65年の協定とか契約とか、これは妥当なんだろうかということを前半の分科会でも聞かせてもらいました。財政課の見解は、債務負担行為は将来にわたって債務を負担する行為であるため、一般的に期間が長くなるほど財政運営見通しの精度が下がる、長期の債務負担行為は財政的リスクが高まるという課題があると認識しているというような答弁でしたね。当然、そうですね。30年ぐらいで設定しているのは、国のPFIでも30年としていますから、それから、市役所の耐用年数、これだって耐用年数で見えていますから、そうすると市債の発行の制限というのは30年だというふうになります。財政規律上、重んじるのであれば、それぐらいが限界なんだと思います。

そして、皆さん方が、もともとは、今年の1月21日の経済建設常任委員会に資料提出した花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項等の公表について、この中でも発表されていますけど、この中は、結局、65年にしたい、目指すよというふうにしたんですけども、その前のところはなぜ30年だったかということを書いています。類似事例フラット八戸の事業期間が30年間になっているということ、PFI事業においても、BTコンセッション方式の事例として30年が多い、だから、これを参考にして30年にしましたということをもともと募集要項で定めていたと。それを今回変えたんですね。皆さんの考え方も、フラット八戸のように30年だったということですよ。

それで、私たちは、それこそフラット八戸に行ってきたんですけど、結局、簡単に言えば、その財政担当者は、何で30年なのと聞いたら、財政規律が保てません、それ以上になると、という話でした。だから、債務負担行為設定の、財政規律上、30年が上限だなという判断をしたんだと

いうことを言っていました。

もちろん、八戸市も、地方自治体において債務負担行為の上限が法律上ないのはもちろん知っていると思うんですが、財政規律を重んじて考えれば30年としたんだと思うんですね。それはそうですね。30年だって遠いけど、65年とか100年とか200年とか、何ぼでもいいかといったら、そんなことにはならないと思うんですよ。自由ではない。

だから、国がPFIは30年にしているし、市債の発行は耐用年数で見ているから30年になるということで、長期にわたる財政運営で問題があるんじゃないのと、財政規律、それは、さっき言ったような答弁になったということです。

だから、八戸市の、基の、皆さん方が学んだという、参考にしたというその例で言っても、私は、30年が当たり前で、65年自体が結構無理がある、財政課が言うように財政的リスクが高まるという課題があると。精度も下がる。精度っていうのは精密度ですね。財政運営見通しの精度が下がる、こういう課題が私はあると思うんですが、それでも65年契約が妥当だと言えるんでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 財政規律につきましては、全市的に関わることでありますので、担当部局、観光スポーツ部においてお答えするという事はなかなか難しい面があるというふうに承知しております。

今後、事業者が決定した後に、関連部局とも協議をしながら、また事業者と債務負担の期間の協議を行いまして、議会での御審議をいただくこととなるというふうに認識しております。

○能登谷委員 確かに、観光スポーツ部でそれを言えといったって厳しいですよね。そのとおりだと思います。

もう一つは、新アリーナが必要だ、2030年までという大前提となってきたのは、これまでには、ヴォレアス北海道のSVリーグにとどまるための期限が2030年までに5千席のアリーナが必要なんだということがどう見ても関連していたと思うんですね。それが、今、ヴォレアス北海道が他都市移転の報道があるということも言われていますし、それから、もう一つは、今日出ている北海道新聞の報道だと、ヴォレアス北海道については継続審議になったと、これはSVライセンスのことですね。ヴォレアス北海道は財務基準を満たしていない、債務超過が約1億円あるので、それを解消する見通しを示すことが今できていないということですね。だから、2026年度、2027年度のシーズンについて、ライセンスは継続審議が決まったということが今日報道されておりました。そうしますと、これ、そのとき、どうなるのかなあ。

さっきも言いましたように、SVリーグを5千席、2030年までということがどうしても必要な中でやってきたんですけども、そうすると、2030年度まで新アリーナを急いで建設する、東光複体と同じ年に一遍にやる、そういう理由はなくなっているんでないかなと思うんですけど、どのように考えますか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 ヴォレアス北海道につきましては、直接、本市から移転するとの話は伺ってはございません。

また、募集要項等におきまして、新アリーナにつきましては、開催を想定するプロスポーツの興行やライブコンサートなどの多目的な用途に対応した多目的アリーナとして十分な内容とすることを求めているところでございまして、ヴォレアス北海道の誘致につきましてはその事業者の判断に

なるものと考えております。

なお、新アリーナの整備スケジュールにつきましては、令和５年度に策定いたしました花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、市民の安全な利用環境の早期の実現のための最速のスケジュールを示しております、それに基づき、現在、手続を進めているところでございます。

○能登谷委員 時間があれなので、どんどん行きますか。

非保有方式だとしても、全面的にそれだということで、今、突き進んでいますから、そうなったとして、２２０日とか限定したものでなくて、まるっと全期間、総面積、市が借り上げる場合の金額は幾らになりますか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 提案上限額の算定では、建設費、維持管理費、大規模改修費、諸税等の合計額に利用する面積、時間の割合から係数を算定し、算出をしております。この係数を算出せず、さらに固定資産税を６５年間として試算した額としますと、約４９３億５千万円となります。

○能登谷委員 確かに、それだと１年間７億５千９００万円ぐらいになりますから、７億６千万円ぐらいになるのかな、高いですけど、コメントしません。

次に行きます。

それで、３０年から６５年に変えたと、この意思形成はどのように行ったのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業者が提案できる事業期間の変更につきましては、当初お示しをいたしました募集要項の案からの変更でございまして、募集要項の成案に当たりまして、事業者の選定委員会に諮り、了承を得た後に、１月２６日に起案処理、発議を行っているところでございます。

○能登谷委員 起案処理したと、どこまでの決裁になりますか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 観光スポーツ部長まで決裁を終了しているところでございます。

○能登谷委員 前段の分科会でも、少しそれに関係することを聞きました。行財政改革推進部の答弁では、官民連携については、新アリーナ自体は非保有なので、私たちの公共施設等総合管理計画の対象施設にならない、対象外だということをおっしゃいました。

なので、当然、その担当部局が考えることで、その中には政策とか予算とかも絡んでくるので、当然、そこだけではできないので、行財政改革推進プログラムとの整理ということもあるし、財政上の検討もあると。なので、本市としての意思決定が総合的に進められなければならないものと考ええるというのが行財政改革推進部の部長の答弁でした。

そうすると、今おっしゃっていることは、事業選定委員会には諮ってはいるんですけど、了承はしているけど、例えば、財政規律とか、いろんなことも含めて総合的にとなれば、庁内の総合的な検討ですから、観光スポーツ部までの判断ということでは意思決定としては問題があるんじゃないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 意思決定の過程についてでございます。

観光スポーツ部長決裁ということで決裁については了しているところでございますけれども、その前提に当たりましては、関係部局と連携を取りながら進めてきているところでありまして、合議は取っておりませんけれども、情報共有はされているというふうに考えております。

○能登谷委員 もちろん市長やなんかに、副市長にももちろん聞いてそれを判断していると思うんですけども、ただ、本当に総合的な判断かな。

市長さんは、そんなに財政に詳しいというふうにも思わないです。なぜかっていったら、Beyond あさひかわですか、あの予算を見ても、市債のこととか財政調整基金のことやら、いろんなことを言っても、その後、みんなに批判されて、間違っていたよね、市債残高のこととか。だから、財政のことはあまりお詳しくないと思う。総合的な検討をするのであれば、財政当局とか、いろんなところも入れて、私は検討すべきだったんじゃないかなというふうに思います。

もう時間がないので、超特急で。

利用料等の協定は、これは、もし220日がない場合には毎年見直すようなことが答弁にもありましたし、その計画のどこかにも、要求水準書か、書かれていると思うんですね。そうだとすると、使用日数を削減する、220日も要らんと。誰か、150日ぐらいでいいんでないかと言っていた人がいましたよね。あれは誰かな、駒木さんかな、駒木さんだね、言っていましたよね。

そうなったときに、変化することも含めて、協定で定めておくことができるんでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナ活用事業につきましては、事業期間を通じて変化することが考えられますので、毎年度、協議を行いまして、時間枠でありますとか、対価を合意に基づいて決定するとしているところでございます。

毎年度の協議につきましては、優先交渉権者の決定後、その事業者と協議を行いまして、締結する基本協定書に記載をする予定でございます。

○能登谷委員 そうすると、毎年度決めると言うんだったら、例えば、減っていくかもしれない、150日になるかもしれない、3億円ぐらいでいいかもしれないという話になると、事業者としては、65年間の財政収入の基本部分、その見通しがつかないっていうことになっちゃいませんか。

○菅原観光スポーツ部長 事業者の収入につきましては、我々がお支払いする使用料のほかにも興行収入による収入等がございますので、その中で、事業者として年間の収入がどれだけかということが決まっていくというふうに考えておりますので、それを、毎年度、協定を締結する中で協議していくというような流れになろうかというふうに思っております。

○能登谷委員 全部まるっと借りても七億何ぼでできるなって勝手な試算をしたんですけど、もちろんそれだけでは済まないとは思いますがね。そのうちの四億何ぼっていうのは相当大きいと思うんですよ。それが不安定で本当に事業者が見通し可能なのかなと、ちょっと疑問ですね、率直に言って。

もう時間がないので終わらせたいと思いますけど。民間の施設となる花咲新アリーナについて、市が借り上げる日数220日の積算根拠は、私は、今日いろいろ聞いた中でも、数字的にはっきりしたものは感じなかった、不明確だなというふうな感じを受けました。

それから、65年という長期の債務負担の行為設定になれば、財政規律上の精度が落ちるし、課題は多いんでないかというふうに思いました。

要求水準書の修正についても、今聞いたように、部長までの決裁で、市長は知っていたとしても庁内全体の総合的な検討がされた経過が見受けられません。

なので、市長の総合的な見解を伺っていきたいと思いますので、花咲新アリーナについて総括質

疑を申し出たいと思います。取扱いをお願いします。

○江川委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○能登谷委員 総括質疑部分を残して、それ以外は全部閉じたいと思います。

○江川委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時28分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 自民党・市民会議のいしかわまさきです。

私は、前半の質疑でもお伝えさせていただきましたが、予算等審査特別委員会は今回が初めての参加となります。

今日は7日目ということで、なかなか体力が必要だなということが分かりましたし、昨日の質疑では、反問権と議事進行というものを経験させていただくという貴重な機会をいただきました。最終日で皆様は大変お疲れかとは思いますが、何とぞ私の質疑もお聞きいただければと思います。

それでは、始めさせていただきます。

今回、私は、観光スポーツ部に集中させていただき、観光スポーツ部の2つの事業について80分予定しておりましたが、60分に圧縮して質疑させていただきたいと思います。質疑の内容はとても強いメンタルが必要となっておりますので、どうか、皆様、寛大な心でお聞きいただければと思います。

それでは、まず、観光スポーツ部、8款5項3目の東光スポーツ公園整備費において1億6千267万円が計上されていることについて質疑させていただきます。

本予算について、臨時事業費説明資料において、東光スポーツ公園の整備のうち、複合体育施設実施設計等となっております。いよいよというか、ようやく東光スポーツ公園において複合体育施設、つまり体育館の建設に向けて本格的に動き出すということかと思えます。

東光スポーツ公園の複合体育施設について、花咲スポーツ公園の新アリーナ建設とも密接に関わってきますので、本予算の質疑は、若干、花咲新アリーナのことも踏まえつつ質疑させていただき、本予算の質疑終了後、花咲スポーツ公園再整備予算の質疑に移らせていただきたいと思います。

まず初めに、本予算の具体的な事業内容についてお答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 令和8年度の事業内容は、東光スポーツ公園複合体育施設の実施設計を行うため、実施設計に係る業務委託料1億4千520万円、実施設計に係る地質調査委託料として1千640万円、そのほか事務費等107万円となっております。

○いしかわまさき委員 では、この本予算の財源に特定財源として1億5千398万円が計上されておりますが、こちらはどのような財源になっているのか、お答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 特定財源につきましては、社会資本整備総合交

付金として7千998万円、市債として7千400万円を計上しております。

○いしかわまさき委員 本事業によって、10年近く棚上げ状態になっておりました東光スポーツ公園の複合体育施設が、実施設計を経て、ようやく建設に向けて動き出すということを理解いたしました。

ただ、この10年近く棚上げ状態になっていたことは、東光スポーツ公園基本計画の改定に大きく影響していることや、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画策定にも影響していることを考えますと、東光スポーツ公園基本計画や花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画等について、少し整理して市の見解をお聞きしていかななくてはならないと思います。少し古い話からの質疑になりますが、本事業につながる経緯となっておりますので御理解いただきたいと思います。

まず、東光スポーツ公園基本計画は、平成11年に策定、以後、3度の改定が行われております。1度目は平成21年、2度目は平成28年、3度目は昨年、令和7年です。

それぞれどのような理由があって基本計画を改定したのか、お答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 1度目となる平成21年度の改定は、当初の基本計画策定から約10年が経過する中で、社会状況の大きな変化と、それに伴う人々のスポーツに対する意識の変化や、市の財政状況の変化などから、より具体的で効果的な運動公園の整備を行うため、東光スポーツ公園全体の計画見直しを行いました。

次に、平成28年度の改定は、複合体育施設の整備に向けて、体育館、武道館の内容や規模について、当時の市民ニーズや競技ルールに対応したものとするため、基本計画のうち、複合体育施設に関する内容の見直しを行い、東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）として取りまとめを行いました。

最後に、令和7年度の改定につきましては、現在の総合体育館があることを前提に、市内の屋内スポーツ施設の利用状況やスポーツ団体からの意見を踏まえた基本計画となっておりますが、令和5年度に策定をした花咲スポーツ公園再整備基本構想において、その前提であった総合体育館をプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして建て替える方針としたこと、その後、令和6年度策定の花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画において、新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担を整理し、この役割分担を踏まえ、見直しを行ったものであります。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁からしますと、昨年の基本計画改定は、令和5年度策定の花咲スポーツ公園再整備基本構想から派生した花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画によって、従来の東光スポーツ公園基本計画の前提が変わったため、改定したということを理解いたしました。

ただ、平成28年に基本計画見直しによって武道館が先行整備され、令和2年4月に供用開始をされておりますが、このとき、なぜ、武道館が先行整備になって、体育館の整備が棚上げになったのか、そして、10年近くたってもなお体育館の整備に着手していなかったのか、その理由をお答えいただきたいと思います。

このことは、もし武道館の整備に追従して体育館の整備が始まっていたら、令和7年の計画見直しはなかったと考えられるためです。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 複合体育施設の整備につきましては、市の財政状況も踏まえまして段階的な整備を行うこととし、市内に一定規模の施設がない武道館を先行して整備

したものと認識しているところでございます。

体育館の整備につきましては、都市計画事業認可の期限でもございます令和12年度の完成を目指して取組を進めております。

〇いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、東光スポーツ公園の複合体育施設は、北海道の都市計画事業認可が令和12年を期限としていることから、令和12年、つまり2030年の完成を目指しているということを確認させていただきました。

令和7年の東光スポーツ公園基本計画の見直しは、花咲スポーツ公園再整備基本構想及び花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画に影響を受けたものと考えられますが、もともと存在していた東光スポーツ公園基本計画を優先し、それに適合させて花咲スポーツ公園再整備基本構想をまとめるというのが従来の考え方と思われまふ。

しかし、そうではなく、両スポーツ公園の在り方や役割等を一体として花咲スポーツ公園再整備基本構想をまとめ、東光スポーツ公園の基本計画を見直すという、ある意味、順序を逆にしたような判断に至った過程や理由をお答えください。

〇川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園と東光スポーツ公園につきましては、それぞれの施設が連携をし、機能や役割分担を図りながら道北地域を代表するスポーツ活動の拠点として機能するよう位置づけておりまして、東光スポーツ公園につきましては、さきに供用されております花咲スポーツ公園や、他のスポーツ施設の利用状況や社会情勢の変化を踏まえ、具体的な内容を検討し、整備を進めているところでございます。

このため、複合体育施設の計画の前提条件の一つでございます総合体育館の位置づけが変更されたということから、改めて複合体育施設の役割を整理いたしまして、基本計画を見直すこととしたものでございます。

〇いしかわまさき委員 東光スポーツ公園の基本計画は3度の見直し、そして、花咲スポーツ公園の基本構想はまとまったばかりで、今後、再び基本計画が見直されることが懸念されます。

両スポーツ公園、特に東光スポーツ公園の複合体育施設、花咲スポーツ公園の新アリーナについては、今年度設計に着手し、次年度から工事開始、両施設とも令和12年度、2030年度の完成、供用開始という考え方でよろしいのか、再度確認させていただきますので、お答えいただきたいと思ひます。

〇大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 複合体育施設につきましては、今年度から設計に向けた条件整理に着手しており、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度から工事を開始、令和12年度中の完成と供用開始を目指しております。新アリーナにつきましては、事業者からの提案によりまふが、事業者との基本協定締結から新アリーナの設計及び工事が行われ、令和12年度中に供用が開始されることを想定しております。

〇いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、東光スポーツ公園の複合体育施設は、令和12年度、2030年度に完成、供用開始となり、花咲スポーツ公園に計画している新アリーナについても、令和12年度、2030年度の完成、供用開始を目指すということを再確認させていただきました。

それでは、東光スポーツ公園複合体育施設について、既に整備済みの武道館を除くと、体育館と小体育館の2つの施設、そして駐車場整備等になろうかと思ひます。基本計画では、体育館と小体

育館の2棟を合わせた総床面積約1万2千300平方メートル、事業費約104億円となっておりませんが、この内訳について、現時点で概算でも分かっている部分があるなら、お答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 概算工事費につきましては、現在、スポーツ団体からも意見を伺いながら設計条件の整理を進めており、それと併せて算定を進めているところです。

令和7年度の基本計画策定時には約104億円を想定しておりましたが、建設費の高騰が続いており、工事開始を予定している令和9年度時点ではさらに上昇すると考えております。

○いしかわまさき委員 既に整備済みとなっている部分もあるかと思いますが、複合体育施設に隣接する駐車場は何台分整備するのか、お答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 複合体育施設に隣接する南側駐車場につきましては、一般用424台、障害者用7台、大型用16台が計画されており、このうち、一般用376台、障害者用2台、大型用8台が既に整備をされております。

○いしかわまさき委員 花咲スポーツ公園等再整備タスクフォース報告書によりますと、本市における大会、団体、個人のスポーツ利用において、現有施設では対応し切れないという報告が上がっておりますが、実際には、全国大会や全道大会等が、どの程度、施設の不足によってキャンセルされているのか、お答えいただきたいと思います。

また、日程の変更等がかなわずに、どの程度の大会が本市以外の施設で実施されることになったのか、お答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 施設の不足により希望どおり開催できなかった大会については、総合体育館及び大成市民センター、忠和公園体育館、東光スポーツ公園武道館の4館について、旭川市スポーツ協会が利用調整を行っており、その結果、令和7年度については、全道大会が2件、地区大会の29件が、希望する日時が取れず、場所や時間を変更しております。本市以外の施設で実施することとなった件数につきましては、令和7年度については、把握しているものは5件となっております。

施設の不足によるキャンセルについては、市の施設が大会開催の条件を満たさない場合は利用調整に参加されないため、その数については把握できておりませんが、スポーツ団体との協議の中で、施設の規模等が原因で全国大会や全道大会の開催ができないものがあるとの御意見を伺っております。

○いしかわまさき委員 体育館の観客席は2千席で計画されておりますが、実際、プロスポーツ以外のスポーツ大会等で2千席が必要になるような大会とはどのような大会があるのか、お答えいただきたいと思います。

私は、昨年11月に経済建設常任委員会の視察で鳥取市民体育館を視察させていただきましたが、その際、担当者から、学生主体の大会であれば、本体育館施設の常設観客席500席と臨時設置可能な500席の合わせて1千席あれば、ほぼ賄えているとの回答もいただいております。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 2千席が必要となるような大会については、本市で定期的に行われている大会としては、固定席で約3千席を有する大雪アリーナで開催されている中体連や高体連のバスケットボールやバレーボールの大会が該当すると考えております。

総合体育館の観客席は約1千500席ですが、令和6年度に行ったスポーツ団体へのアンケートでは、観客席が不足している、選手の待機場所が足りないとの意見もいただいているところで、様々な苦勞の中、大会運営に取り組まれているものと推測をしております。

○いしかわまさき委員 東光スポーツ公園の複合体育施設で対応し切れずに、花咲新アリーナを利用しなくてはならないようなプロスポーツ以外のスポーツ大会とは、どのような大会を想定しているのでしょうか。

また、そうした大会はどの程度あって、何日ぐらい花咲新アリーナを利用しなくてはならないのか、これまでの経験値から予想できればお答えください。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 複合体育施設で対応できない大会については、多くの競技面が必要な全国大会や全道大会などのほか、利用調整により複合体育施設で開催できなかった大会などを想定しております。

新アリーナの利用日数につきましては、スポーツ団体等へのアンケートやヒアリングと令和6年度の大会開催実績から、60日程度と想定をしております。

○いしかわまさき委員 複合体育施設を整備することによって、大会利用、団体利用、個人利用等、ある程度のスポーツ利用環境は満たされると考えているのか、それともまだ不足すると予想しているのか、お答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 複合体育施設を整備することによりまして、特に、大会利用につきましては、競技面が増えることで、これまで開催できなかった規模の大会開催が可能になることや、総合体育館のようなプロスポーツのリーグ戦との併用による冬季の利用の混雑が解消されることなどから、スポーツ利用環境は向上するものと考えているところでございます。

○いしかわまさき委員 複合体育施設の整備によって利用環境に余裕が生まれた場合、新たなスポーツ大会やイベント等を積極的に誘致していく考えがあるのか、お答えいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 スポーツ大会等の誘致につきましては、総合体育館より大きな施設ができることによりまして、また、花咲スポーツ公園新アリーナも併せて活用することで、これまでできなかった規模の大会等の開催も可能になると考えておりますので、スポーツ団体等と連携をしながら誘致を進めてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、東光スポーツ公園の複合体育施設と花咲新アリーナの双方が同時に誕生することの相乗効果というものを確認させていただきました。こうした点については、後ほど、花咲スポーツ公園再整備事業のほうで確認させていただきたいと思います。

複合体育施設は、今年度、設計に着手する計画となっておりますが、体育館と小体育館のイメージ等を市民の皆様に発表できるのはいつ頃になるのか、お答えいただきたいと思います。

当初のイメージ案からすると、体育館と小体育館の2つを別々の建物として建設する予定のようですが、現在もそのようなイメージで計画を進めているのか、併せてお答えいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 現在、複合体育施設の実施設計に向けた条件整理を進めておりまして、当初の体育館と小体育館を別棟で建設いたしまして、渡り廊下でつなぐ計画としておりましたものを、スポーツ団体等へのアンケートやヒアリング等を踏まえまして、より大会開催がしやすい施設の配置として、1つの建物の中にメインの体育館、それからサブの体育館を整

備する方向で検討しております。

この整備のイメージ等につきましては、令和8年度の早い時期にホームページにおきまして公表するほか、広報誌でも周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、当初のイメージとして公表されておりました体育館と小体育館の2棟を建設するというものから、1つの建物に一体化して、メインアリーナとサブアリーナというようなイメージで計画されていることを確認させていただきました。

東光スポーツ公園の新たな核となる複合体育施設の事業が本格化してきますので、この体育施設が、市民の皆様へ愛され、市民の皆様が集い、スポーツ活動の拠点となるような施設になるよう、供用開始に向けて市民の皆様への情報公開等も積極的に進めていただきたいと思います。この複合体育施設が完成することによって、現総合体育館の代替施設という位置づけではなく、東光スポーツ公園全体が本市スポーツ振興の拠点施設になることを願ひまして、本項目における質疑を終了させていただきます。

引き続き、観光スポーツ部へ質疑させていただきます。

観光スポーツ部、10款6項1目の花咲スポーツ公園再整備費において4千712万8千円が計上されていることについて質疑させていただきます。

本予算については、臨時事業費説明資料において、花咲スポーツ公園の整備のうち、（仮称）旭川新アリーナ整備事業として1千959万6千円、花咲スポーツ公園再整備基本計画策定等として2千753万2千円の内訳が示されておりました。この内容からすると、東光スポーツ公園の複合体育施設と同様、花咲の新アリーナ、以降は旭川新アリーナと呼ばさせていただきますが、こちらも建設に向けて本格的に動き出すということかと思ひます。

東光スポーツ公園の複合体育施設、そして花咲スポーツ公園の旭川新アリーナと、大変大きな予算を伴う事業であり、両方とも基本的には体育施設、供用開始時期も同じということで、様々な期待の声と懸念の声が寄せられております。特に、旭川新アリーナは、本市では初の事業手法である非保有による民設民営方式ということで、私も所属する所管の経済建設常任委員会での議論、あるいは本会議や特別委員会等で議論を重ねてきております。

こうしたことを踏まえ、本予算の内容を確認させていただいた後、改めて、東光スポーツ公園の複合体育施設と旭川新アリーナの関係性、そして、旭川新アリーナが現在進めようとしている事業手法に至った理由等、その経緯を含めて質疑させていただきたいと思ひます。

まず初めに、本予算の具体的な事業内容について、それぞれの項目、旭川新アリーナ整備事業、花咲スポーツ公園再整備基本計画策定等に分けてお答えください。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 旭川新アリーナ整備事業1千959万6千円につきましては、今年度から引き続き、新アリーナ整備事業者の選定に係る取組を実施するため、花咲スポーツ公園再整備事業アドバイザー業務委託料として1千914万円、選定委員会委員報酬及び招聘旅費として45万6千円を計上しております。

花咲スポーツ公園再整備基本計画策定等2千753万2千円につきましては、花咲スポーツ公園の既存公園施設の改修内容及びスケジュールを取りまとめる再整備基本計画を策定するため、花咲スポーツ公園再整備基本計画策定業務委託料として2千740万円、その他事務費等として13万2千円を計上しております。

○いしかわまさき委員 この予算の財源のうち、特定財源として957万円が計上されております。こちらはどのような財源になっているのか、お答えください。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金となっております。

○いしかわまさき委員 本事業によって旭川新アリーナの建設に向けて動き出すことは理解いたしました。

ただ、花咲スポーツ公園再整備基本計画策定については疑問に思うところがありますので、質問させていただきたいと思います。

今回の予算で策定を進めようとしている花咲スポーツ公園再整備基本計画は、花咲スポーツ公園再整備基本構想や花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を踏まえた上で、公園全体の再整備基本計画として令和8年度中に策定するとしています。しかし、この花咲スポーツ公園再整備基本計画が公園全体の整備計画になるのであれば、まずは、この基本計画を策定した上で、花咲スポーツ公園再整備基本構想や花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を進めるべきではなかったのかと思います。

全体の基本計画がまとまる前に、基本構想によって、既存施設の規模や、機能を維持する施設や見直しする施設を決め、さらに、そこから具体的にスケート場は廃止する、屋外プールは縮小するといった議論に入り、新たな機能を導入する施設に総合体育館を選定しております。そして、総合体育館に関しては、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を策定し、総合体育館の建て替えだけではなく、跡地利用や既存公園施設の改修、収益施設の新設や駐車場整備までもが盛り込まれております。

花咲スポーツ公園再整備基本構想では、既存施設の改修と新たな機能の導入を一体的に進め、地域のにぎわいづくりや新しい価値の創出を目指し、より効果的な事業構築を図るとあります。これは、花咲スポーツ公園全体を俯瞰した上で、公園全体の事業として進めていくための考え方であると思います。また、花咲スポーツ公園再整備基本構想は、東光スポーツ公園整備事業と整合性を図りながら事業を促進するとなっており、そうであるならば、まずは、花咲スポーツ公園全体をどうするのかという基本計画をまとめた上で、東光スポーツ公園の基本計画を見直すのが適切な順序であると考えます。

さらに指摘させていただくなら、今から27年前の平成11年に基本計画が策定された東光スポーツ公園基本計画を前提として、花咲スポーツ公園再整備基本構想は考えられるべきではなかったのかとも考えます。単に、総合体育館を建て替えるから、新アリーナを建てるから、東光スポーツ公園基本計画を改定して複合体育施設も変更しますという個別の話ではないと考えますが、市の見解をお答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園の再整備に向けては、令和5年度に策定いたしました花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、老朽化が進行する施設の状況や利用状況などを踏まえまして、機能を維持する既存公園施設についての改修の基本的方針や、総合体育館につきましては、利用ニーズへの対応や耐震基準を満たすため、早期の建て替えに向けた方向性と、令和6年度の新アリーナの基本計画策定のスケジュールを示してございます。令和8年度に、再整備基本計画においては、現在、手続を進めております新アリーナの事業提案の内容も踏

まえながら、既存公園施設の改修内容やスケジュールなど、公園全体の計画として取りまとめることを想定しております。

また、東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、現総合体育館があることを前提といたしました計画内容となっておりますため、新アリーナ基本計画との整合性を図り、役割分担を明確にし、それぞれの施設の機能を精査した上で、昨今のニーズにも応えられるよう基本計画の見直しを行ってきたところでございます。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁から推察されるのは、本市全体のスポーツ公園の位置づけとして、もともと整備されていた花咲スポーツ公園の在り方や将来像が定められた上で、東光スポーツ公園が花咲スポーツ公園を補完しつつ、両スポーツ公園が一体となって本市スポーツ振興を目指していくという方向性が見受けられました。この考え方、方向性が前提としてあることを踏まえつつ、以降の質問を続けたいと思います。

花咲スポーツ公園再整備基本構想では、スケート場は廃止、屋外プールについては規模縮小との方向性が示されておりますが、この方向性は現在も変わっていないのか、お答えいただきたいと思います。

つまり、基本構想策定時から環境は変化しており、スケート場の代替施設として大雪アリーナがありますが、こちらは、手数料、使用料の見直しによって本年10月から大幅な使用料の値上げが予定されております。また、屋外プールに関しては、市内で最大規模の屋内プールを有していた民間施設が昨年末で閉鎖している状況下にあります。

こうした環境の変化も考慮した上で方向性をお答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 昨年11月の中間取りまとめにおきまして、スケート場については廃止を決定し、時期は令和9年度以降としているところでございます。屋外プールにつきましては、施設の改修と併せまして施設規模を縮小し、コストの適正化を図る方向性について、意見提出手続による市民意見を求めておりましたけれども、意見提出手続の期間中に25メートルプールを有する民間施設が年内で営業を終了するとの発表がなされたところでございます。

この方向性をまとめた際の前提となる状況に変化が生じたため、来年度、改めて見直しの方向性を整理することとしております。

○いしかわまさき委員 屋外スケート場については、近年の温暖化等の影響でリンク整備に困難を来している状況から、廃止はやむを得ないところがあるかと思います。ただ、プールについては、そもそも本市の規模において市営の屋内プールが少ない状況下にもありますから、ぜひとも前向きな見直しを期待したいと思います。

それでは、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画について、これまで何度も定例会や所管の経済建設常任委員会で議論は交わされてきたと思いますので、少し整理して、これまでに決まっていること、現在行われていること、そして、今後行われることという時系列に沿って質問していきたいと思います。

これまでに決まっていることの項目として、新アリーナの建物概要、整備スケジュール、官民連携の事業手法、事業者選定スケジュールについてお答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 新アリーナの建物概要につきましては、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画においては、メインアリーナ、サブアリーナ、キッズルーム、ト

レーニング室などの諸室を配置し、規模については約1万4千平方メートルとなっております。

整備スケジュールにつきましては、令和12年度中の供用開始を想定しております。

官民連携の事業手法につきましては、令和2年2月6日に官民連携手法により本事業を進めていくことを決定し、令和7年10月7日には、事業方式を市が施設を所有しない非保有方式とすることを決定したところでございます。

事業者選定スケジュールにつきましては、令和7年10月24日に募集要項（案）を公表し、その後、事業者との対話などを実施し、一部内容の修正を行い、令和8年1月27日に募集要項等を公表したところでございます。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁で、官民連携の事業手法を決定した日付についてですけども、多分、令和7年のところを令和2年と言われたのかなと思います。官民連携の事業手法を決定したのは令和7年2月6日かと思います。

そして、次に、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画について、現在進行形で行われていることについてお答えいただきたいと思います。

経済建設常任委員会に示された資料によりますと、募集要項（案）の公表に際し、3つの事業者から対話の申込みがあったとされております。

事業者との対話は、既に示されている新アリーナの要求水準書に関することや、既存公園施設の指定管理に関することなども含まれているのでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 昨年11月に実施した個別対話につきましては、募集要項（案）及び新アリーナ、既存公園施設の要求水準書（案）に関する意見、質問を受けしており、その質問内容及び回答については、市のホームページ上に公表をしております。

○いしかわまさき委員 花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画について、今後行われることについてお答えいただきたいと思います。

先ほどの質問でお答えいただいた整備スケジュールや事業者選定スケジュールとも重複するかもしれませんが、お願いしたいと思います。

また、こちらも先ほどお答えいただいた事業手法に関連しますが、現在進めている事業手法は、非保有方式による民設民営、つまり新アリーナを建設するための費用も民間事業者が用意して、民間事業者が発注による建設、建設後の管理運営も全て民間事業者が行うというもので、本市は花咲スポーツ公園内の敷地を提供するという事業手法かと思います。

ただ、現在は、事業者と事業構築に当たって対話し、要求水準書を作成した段階にあり、もしかしたら要求水準を満たす事業実施は困難との見方が示される可能性が出てくるかもしれません。その場合、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会では、非保有方式を見直し、保有方式を含めて検討すべきとの申合せがなされております。

そうなると、スケジュールの大幅な見直しも必要になってくると考えられ、今後、行われること、行わなくてはならないことは大きく変わってきます。そうしたことを踏まえて市の見解をお答えいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 本年1月27日に募集要項を公表いたしまして、2月24日には、一部、スケジュールを見直した修正版を公表したところでございます。現在、4月3日までの期間で参加の資格申請を受け付けておりまして、参加表明があれば、参加資格の確認

後、1次、2次の審査を経まして、優先交渉権者を決定する手続となっているところでございます。

委員が御指摘のとおり、参加資格の欠格や、提案内容については、選定委員会の審査において失格となり、結果的に事業者がいなくなることも想定はされます。その場合は、一旦立ち止まりまして、選定委員会から御意見をいただいたとおり、保有方式で進めることも含めて、改めて検討してまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 ただいま答弁でありました参加資格確認申請の期間についてですが、当初の計画では2月27日までとなっていたところ、4月3日まで約1か月間、延長されました。

こちらの期間を延長した理由並びにこの期間を延長したことによって後々のスケジュールに影響がないのか、お答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 本年1月27日に募集要項等を公表し、この内容について、2月10日に説明会を開催いたしました。2月13日までに質問事項を受け付けておりましたところ、事業者から、資格審査申請に当たり、各業務を行う構成企業の書類の確認等に時間を要するため、締切り期日を延長願いたいという申出をいただいたところでございます。

本事業の事業者の選定に当たりましては、より多くの事業者からの提案を受けることが望ましいと考えておりますので、事業提案の可能性のある事業者の提案の機会を確保するため、2月27日までとしておりました資格審査申請の締切り期限を約1か月間延長いたしまして、4月3日とすることとしております。その後の事業者の選定のスケジュールについても変更することとしたところでございます。

なお、基本協定の締結時期につきましては、当初予定をしておりました9月から変更はしておりませんので、アリーナ整備に係るスケジュールについては変更はございません。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、参加資格確認申請の期間を延長したのは、募集事業者がいなかったため、期間を延長したのではなく、検討中の事業者からももう少し時間が欲しいとの申出や、さらに、ほかの事業者を募るための前向きな期間延長であることを確認させていただきました。

次に、先ほどの質問に関連して、本年1月21日の経済建設常任委員会に示された資料で、募集要項は大きく変更が加えられました。変更のポイントとしては3点、事業期間が30年間から、30年以上65年以内の変更、つまり最長で事業期間が65年という変更です。また、建設費が140億円から168億円に増額、年間維持管理費が2億5千万円から2億9千万円に増額、そして、提案上限額4億3千800万円、つまり、本市が旭川新アリーナを公共利用する際に、民間事業者に支払う上限額が4億3千800万円という提示になるかと思います。

そこで、まず、1つ目の変更点、事業期間の変更についてお聞きいたします。

事業期間変更の市の考え方として、公共施設等総合管理計画の指針や、財政負担が少なくなること、また、事業者の事業計画の自由度が高まるとあります。ただ、公共施設等総合管理計画は、あくまでも公共施設における保全計画の目標使用年数として65年が設定されているものであり、新アリーナが民間施設として計画されている以上、この年数設定を持ち出すのはやや疑問なところで

す。それよりも、公共施設等総合管理計画を持ち出すのであれば、施設保有量の最適化で述べられて

いる新規施設整備の抑制と、民間業者によるサービス提供への転換というものが、本件新アリーナ整備の事業手法に合致していると考えられますが、市の見解をお答えいただきたいと思います。

また、事業期間変更により市の財政負担が軽くなるとありますが、なぜ軽くなると言えるのか、具体的な理由をお答えください。

一見すると、1年間の公共利用分を支払う期間が長くなれば、その分、市の財政負担は重くなるように思いますが、その辺も踏まえてお答えいただきたいと思います。

さらに、事業者の事業計画の自由度が高まるという理由づけも示されておりますが、事業期間が長くなることによって、自由度が高まり、よりよい提案が行われるとした具体的な根拠並びに想定されるよりよい提案というのは具体的にどのようなものなのか、お答えいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業期間につきましては、利用可能な施設の有効利用の観点から、公共施設等総合管理計画に示されております適切な予防保全により、実際に使い続けられる目標年数としている65年を参考として、アリーナの供用開始日から30年以上65年以下の範囲で提案できるとしたものでございます。

非保有方式につきましては、公共施設の保有量増加の抑制と将来的な施設改修等の財政負担の軽減につながるというメリットも含め、事業者選定委員会において総合的な判断として決定しておりまして、このことは公共施設等総合管理計画の趣旨にも適合しているというふうに考えております。

自由度が高くなる根拠といたしましては、事業期間を自ら設定できることでアリーナのプロモーションを積み上げ、必要な設備の投資回収なども計画的に行うことが可能となります。これによりまして、新たなプロスポーツへの対応や多様な興行の実施など、市では実施が困難な事業の提案がなされ、長きにわたり、その利益が市民に還元されることを期待しているところでございます。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁で、施設を長期運用するには必要な改修等を適時適切に行う必要があるとのことでしたが、旭川新アリーナは、前提として民間事業者が保有する施設であり、改修するか否かの判断は事業者の判断によるところが大きいと思います。

この点、旭川新アリーナ等整備事業募集要項には具体的な改修等の基準は記載されていないため、改修や保全の実行性について、やや不安が残ります。この点について、市の見解をお答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業者の選定に当たりまして提出いただく事業計画書には、事業者が想定する事業期間及び新アリーナの整備内容に合わせた施設改修の考え方や、それを踏まえた収支計画が提出されるものと考えており、審査の際にその内容を確認してまいります。また、事業実施後の事業モニタリングにおきましても、施設改修の内容を確認できるものと考えているところでございます。

○いしかわまさき委員 財政負担に影響する事業期間の設定や必要な改修等の実施については、事業計画書にしっかりと明記の上、十分な協議を行うよう申し伝えさせていただきたいと思います。

次に、事業期間が長期化することのデメリットとして、事業者の経営破綻のリスクが高まることが挙げられ、市では、モニタリングによる経営状況の確認や、設置管理許可10年ごとの更新時に事業の経営内容を確認することとしています。

ただ、現実問題として、事業者が経営破綻してしまえば原状回復や撤去費用等を実現、回収する

のは困難と思われ、そのためには、10年ごとの更新時の条件設定をしっかりと策定しておくこと、事業開始時の保証金として設定してある設置許可使用料の24か月分、現在の土地価格から推計しますと約3億7千万円程度になるかと思いますが、撤去費用等に鑑みると、もう少し増額してもよいのではないかと思います。

こうした事業者の経営破綻に対するリスク管理について、市の見解をお答えいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 官民連携事業は、市のまちづくりを共に同じ目的意識を持って取り組んでいただくパートナーを選定し、事業を実施していくものでありますことから、まずは、事業が破綻しないようにすることが重要であると考えているところでございます。

保証金につきましては、他都市の類似事業を参考に設定をしております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁のとおり、事業者には、本市とともににぎわいづくりを行っていかうという共通目的を持ってもらう必要がありますが、どうしても、ネガティブ思考というか、リスク面のことばかり指摘したくなるのは、旭川新アリーナが本市初めての事業手法であり、とても大きな金額を要する事業であるからなので、その辺は御容赦いただきたいと思います。

それでは、次に、先般の経済建設常任委員会に示された資料では、建設方式として保有方式のDBOと非保有方式における建設費等の比較がなされておりました。

DBO、つまり、市が建物を保有して市が資金調達を行う場合、建設費の50%が国費、さらには交付税措置等もあって、市の建設費実質負担額は約75億円と算出されております。そして、市が保有することになると施設使用料は市が得られることになります。

こう考えると、今さらながら、DBO方式のほうが、コスト面、リスク面の双方から考えても、非保有方式より適しているのではないかと考えられますが、その点、改めて市の見解をお答えいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業方式の比較についてでございますが、昨年度実施いたしました官民連携導入可能性調査におきまして最も財政的な効果があるとされましたDBO方式を比較対象といたしまして、建設費については交付金や起債制度を最大限活用できると仮定し、今後想定される維持管理費及び将来必要となる大規模改修費用も含め、市が実質的に負担する額を算出しております。

その上で、非保有方式における上限額は、その額を超えない範囲で設定しておりますので、コスト面での優位性があるものと考えております。

また、新アリーナは、プロスポーツやライブ、コンサートなど、多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナを目指しておりまして、この機能を十分に発揮するためには、一定の制約がかかる公共施設ではなく、非保有方式による民間施設とすることで、事業者がその経験やアイデアを十分に生かすことができ、また、ニーズの変化への柔軟な対応ができるといったことがメリットであるというふうに考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁で、非保有方式は、長い目で見ても維持管理費や将来的な改修費用が発生しない、さらには、最終的な事業終了後に建物を解体する場合の費用も発生しないなど、コスト面で優位性があり、将来世代にも負担をかけないということが非保有方式を最善とした一つの理由と理解いたしました。

そして、非保有方式を選択するもう一つの理由が、多目的な用途に対応するには、制約の多い公共施設ではなく、民間事業者の保有施設とすることで、事業者のアイデアが最大限生かされ、また、将来的なニーズの変化にも柔軟に対応できることが分かりました。こうしたコスト面、施設の魅力や能力を最大限発揮するという点において、非保有方式が今回の事業手法に最適であると理解いたしました。

それでは、次に、3つ目の変更点、提案上限額4億3千800万円が提示されたことについて、こちらも、先般の経済建設常任委員会で示された資料で金額の根拠について説明がありました。

そもそも、この提案上限額というのは、市が公共施設利用として設定した最大日数220日を利用した場合の金額であり、基本的にはこの金額を下回るという認識でよいのか、お答えいただきたいと思います。

仮に、事業期間を最長の65年間、そして、毎年、最大日数の220日を公共利用とした場合、本市が284億7千万円を事業者に支払うという認識でよろしいのか、お答えいただきたいと思います。

また、この提案上限額の算定で、公共利用で使用する面積の算定として、公共利用時にラウンジ等は使わないので面積から除外しておりますが、そもそも、アリーナ等を公共利用していればラウンジ等を単独で利用する目的は少なく、この面積算定方法では、民間事業者から異議が発生してもおかしくはありません。本市の負担が軽くなる計算なので、本市としてはありがたい設定なのですが、事業者との交渉において懸念されます。

提案上限額の設定、交渉に関して、市の見解をお答えいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 提案上限額につきましては、公共利用分として市が支払う上限額を示しております。事業者からは、この金額を超えない提案があるというふうに考えておりますが、仮に提案上限額4億3千800万円を最長期間である65年で支払うとなれば284億7千万円となります。

また、提案上限額の設定につきましては、公共利用として想定をしております市民の日常利用、スポーツ大会利用、それから、市などのスポーツ推進事業において必要な機能から算定をしております。ラウンジ等はプロスポーツを想定した機能であるため、適正な設定と考えているところでございます。

今後、事業者選定の手続の中で施設の使用料等も想定された収支計画や事業計画を提案いただくこととなりますので、事業の実現性も含めた審査の中で事業者が決定した場合には、提案金額に対する交渉の申出はないと考えておりますが、社会情勢の変化や公共利用のニーズの変化により施設利用に係る金額の協議は必要となると考えておりますので、その際には、双方にとってよりよいアリーナの運営が実現できるよう丁寧に協議を進めてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、こちらの提案上限額について、利用状況や社会情勢の変化に合わせて金額の協議は必要との答弁がございました。

将来的に事業者側との意見の相違が起らないよう、事前に基準等を設ける必要があると思われませんが、市の見解をお答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナ活用事業のうち、スポーツ大会利用や市のスポーツ推進事業等は年度により日数が変動することが想定されること、さらに、長期にわたる

事業期間においては、社会情勢や市民のスポーツニーズの変化により新アリーナに期待する公共的な役割の見直しも考えられ、支払い額については毎年度協議することとしております。

長期的な視点での見直しにつきまして、現状把握に努め、必要な時期に協議を開始してまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 次に、提案上限額設定の根拠となっている公共利用の設定日数についてですが、市民の個人利用として140日、スポーツ大会等に60日、市のスポーツ事業等に20日という設定がなされております。あくまでもこれは最大日数というのは分かりますが、新アリーナは民間事業者によるプロフィットセンターになるというこれまでの説明から想像しますと、220日間が公共の体育館というのであれば、それは、もはや民間の施設というよりも公共の施設で、単に建設費を民間が調達、民間が建てた施設に市がリース料のような形で使用料を払って利用する、さらに、市民の使用料は民間事業者が収受するというような施設ではないかという見方もできます。

設定日数は、毎年度、事業者と協議することになっておりますが、事業者が定期開催、あるいは、毎年度、長期日数が確定しているようなイベントやプロスポーツ開催が確定しなければ、毎年、この最大日数、提案上限額が求められる懸念があります。こうした懸念に対する市の見解をお答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業者の選定に当たりましては、事業提案において、事業実施体制や継続性、特に重要となる資金調達計画や長期収支計画などの事業の妥当性を示していただき、選定委員会において審査できるよう資料の提出を求めています。その中で、収益が見込めるプロスポーツ開催などの興行がどの程度計画され、市が求める新アリーナ活用事業と併せて運用方針を示していただくこととなりますので、実現性のある内容であるのか、慎重な判断を行ってまいります。

また、事業開始後におきましても、社会情勢の変化などにより公共利用に必要な面積や日数の変更が想定されますので、事業者との十分な協議が必要になると考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、事業者選定の際、事業者側から出される事業計画において興行等の実施計画を確認するということなので、そこでは、前向きな協議というか、提案上限額や根拠となっている220日は、あくまでも金額算定上の目安であるとの認識で協議を行っていただければと思います。

とはいえ、保険をかけるような質問で恐縮でございますが、公共利用の日数について、社会情勢や利用状況等で変動するのは理解できますが、最大日数は220日を上限とするということで理解してよろしいのでしょうか。

もし、ある事業年度において、民間事業者から、本年は300日程度を公共利用でお願いしますと要請があった場合、こういった対応を想定しているのか、市の見解をお答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナ活用事業で設定した220日につきましては、事業者募集に当たっての提案上限額の算定に当たり、これまでの総合体育館の利用状況や大会開催状況等から想定した日数であり、全国・全道大会など、年度ごとに変動のあるスポーツ大会の開催状況や今後の社会情勢などにより日数の変動はあるものと考えております。

その日数につきましては、事業者との協議によりますが、市として必要と考える公共利用分を求めることから、過大な利用を行う考えはございません。

○いしかわまさき委員 それを聞いて、安心いたしました。

次に、事業手法についてですが、旭川新アリーナは、非保有方式による民設民営という全国的にも事例の少ない事業手法で進めようとしております。この事業手法は、建設時の行政の財政負担が少ないだけでなく、建設後の補修やリニューアルといった将来的な財政負担、管理運営上の負担も少なく、民間のノウハウが最大限生かされるという、行政だけではなく、市民にとっても夢のようなありがたい事業手法であります。

とはいえ、メリットだけではなく、当然、デメリットもあり、その最たる例は、民間事業者が経営破綻した場合や事業撤退、あるいは、事業そのものを別の民間事業者に移管してしまうといったことが考えられます。また、非保有方式ならではのデメリットとして、新アリーナの市民利用が興行等を理由に過度に制限されてしまうのではないかと懸念があります。

これは、先ほど質問した提案上限額の最大日数設定とは反対の懸念で、市民やスポーツ大会の施設利用が、東光スポーツ公園の複合体育施設のみでは足りないという理由を挙げておきながら、民間保有施設であるがゆえに、民間事業者が、収益確保のため、極端な話、年間300日利用しますので、今年は公共利用として50日までというような制限がされてしまう懸念です。

これら事業者の経営破綻のリスク管理及び過度な利用制限に対するリスク管理について、市の見解をお答えいただきたいと思います。

さらに、ほかのリスクを含め、リスク管理に関しては、旭川新アリーナ等整備事業募集要項において細部まで明記されており、他都市の事例も参考にさらなるリスク管理に努めるとあることから、過度な心配は杞憂なのかもしれませんが、将来世代に残す大きな事業であります。この心配事、リスク管理に関して、市民を安心させられる説明機会を設けるべきと考えます。

先日、担当部局のホームページで「花咲スポーツ公園再整備事業に対する質問と回答」と題して説明が掲載されておりますが、こうした説明や、広く住民説明会等の開催が必要と考えますが、市の見解をお答えください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 公共利用分の220日につきましては、提案上限額の算定に当たり、現時点で必要と想定される日数ではありますが、新アリーナに期待する公共利用については、市民のスポーツ実施率の向上や、全道・全国大会の開催状況のほか、将来的な人口減少などにも影響を受け、事業期間を通じて変化することが考えられます。

また、人件費や光熱水費の高騰などによる施設使用料の変更等も考慮が必要となりますことから、市が必要とする公共利用と施設利用に対する対価につきましては、毎年度、協議を行うこととしており、さらに、毎年の事業モニタリングを行い、財政状況の確認を行い、早期の対応をとることで事業破綻リスクに備えていくこととしております。

本事業についての周知につきましては、現段階においては、これまでの基本構想や基本計画の策定経緯や進捗状況も含め、ホームページで公表するなど、積極的な情報配信に努めておりまして、今後、事業者が決まり、提案内容も含め、花咲スポーツ公園全体の再整備の方向性が見通せる段階になれば、広く住民説明会等の開催も含めまして、市民にとってより分かりやすい周知方法を検討してまいりたいと考えておりますし、実施をしてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 最後、もう一つの懸念というか、疑問ですが、東光スポーツ公園の複合体育施設は、北海道の都市計画事業認可の関係もあって、令和12年度、2030年度までの完成、

供用開始の計画で進んでおり、それまでに体育館を建設するのは理解できます。

しかし、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画は、令和6年度に策定されたものであり、そこから6年後、つまりは東光スポーツ公園複合体育施設と同時期の2030年度に新アリーナを完成させようとするもので、同じ時期にとてつもなく大きな建設事業を進めるとなれば、人手不足の問題、あるいは資材高騰の影響等、建設業者を中心にとっても大きな負荷がかかることは容易に想像できます。

これまで、市では、新アリーナを2030年度までに建てる理由として、各種スポーツ需要に対応するためとの理由を中心に説明されておりますが、そうであれば、現総合体育館を利用しつつ、東光スポーツ公園の複合体育施設が完成した後に新アリーナを建設するというのが合理的ではないかと考えます。

新アリーナを2030年度までに建設しなければならない合理的な理由をお答えいただきたいと思います。

なお、経済建設常任委員会で度々質疑されております、本市唯一のプロスポーツチームであるヴォレアス北海道が、SVリーグに参加するための要件としてホームアリーナの基準を2030年までにクリアしなければならないということは、本市が令和5年9月にまとめた花咲スポーツ公園等再整備タスクフォース報告書にも明記されております。それゆえ、新アリーナを2030年までに建てなければならないとの指摘もされております。

事実として、ヴォレアス北海道が本市唯一のプロスポーツチームであること、そして、現総合体育館でホームゲームを開催すると2千人以上のお客様が集まるということは、本市のスポーツ推進及び地域のにぎわいづくりに資するという新アリーナの事業目的に合致する一つの要素であることは明言できます。

ただ、ヴォレアス北海道のために新アリーナを2030年度までに建てるというような考えで本事業を進めていないことは十分理解しておりますが、2030年度までに新アリーナを建設する理由の一つにヴォレアス北海道の存在もあるのか、併せてお答えいただきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園の総合体育館は、建設から40年以上が経過いたしまして、一部メインアリーナ部分については耐震基準に合っていない状況であります。

本市は、災害の少ない地域にあり、これまで震度5以上の経験はありませんが、万が一、これまでに経験したことがないような地震が起きた際には、利用者の生命、身体に影響を与えるリスクは拭えないものと考えており、最も早い整備スケジュールとして令和12年度の供用開始としたところであります。

また、ヴォレアス北海道が本市唯一のプロスポーツチームであり、SVリーグのホームアリーナ要件の新たな基準が令和12年から適用されるほか、女子バスケットリーグであるWリーグやフットサルのFリーグも、現在、手狭な総合体育館において試合を行っており、盛況となっておりますが、より多くの市民の皆様にプロスポーツを楽しんでいただくためにも、最も早い整備スケジュールでの供用開始が必要と考えております。

いずれにいたしましても、新アリーナの整備時期にかかわらず、これらプロスポーツリーグの旭川開催が定着しまして、スポーツ産業の発展に寄与するとともに、花咲スポーツ公園が道北のスポーツ拠点として発展していくことが望ましいというふうに考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁やこれまでの議論から導き出される旭川新アリーナを2030年度までに完成させる合理的な理由として、現状不足しているスポーツ需要に応えるとともに、耐震基準を満たしていない現総合体育館に代わる施設を誕生させるための最速の事業計画が、2030年度の供用開始であるということを理解いたしました。このことは、現総合体育館を活用しつつ、花咲スポーツ公園内の別の敷地に新アリーナを建設するという計画が、スポーツ需要に応えつつ、市民の生命、身体へのリスクを可能な限り回避するためとの理由に合致するということも理解いたしました。

旭川新アリーナは、プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして、民間事業者のノウハウやアイデアを活用し、運営することで、本市のスポーツ推進及び地域のにぎわいづくりに資することを目的とするとあります。

今津市長が昨年の市長選の際に言っておりました。この新アリーナは、多くの市民の皆様がプロスポーツを間近に観戦できるだけではなく、有名アーティストのコンサートを鑑賞できたり、民間のアイデアを生かした様々なイベントが開催されたりと、市民が将来にわたって誇れる施設になるはずだという夢を語っておりました。まさしく、この新アリーナは、旭川市のスポーツの拠点だけではなく、市民の夢の拠点になることは間違いなく、将来世代に現世代の私たちが引き渡していく本市の貴重な貴重な財産となるはずです。

事業推進に当たっては、本市初めての事業手法ですから、担当部局においては、慎重に慎重を期して進めていただき、市民の皆様の十分な理解を得て進めていただきたいと思いますし、私も一市議会議員として市民の皆様の説明していきたいと思っております。

それでは、最後に、旭川新アリーナの事業構築に当たり、副市長就任時から陣頭指揮を務めていただき、この夢の拠点誕生に向けて、さらには、本市の発展に御尽力いただきました梶井副市長から御答弁をいただいて、私からの質疑を終了させていただきます。

○梶井副市長 今、委員からの御指摘があったように、まさしく夢のある施設ということでもございます。まさしく、この事業は未来への投資ということでございまして、今、我々世代が未来に残せる資産であるというふうに確信しているところでございます。

そういったことを通じて、特に、やっぱり、交流人口の増大に寄与することによって市が活性化することを期待しているところでございまして、私たちも、今、様々な議論がありましたけれども、まさしく新しい手法であるというがゆえに分からないことも多いですし、かつ先入観を持ちやすいという中で、できるだけフラットな目を見て、先入観を排除して、まさにメリットもあればデメリットもある、そういったものを専門家の方の意見も聞きながら進めてきたところでございまして、引き続き、そういった先入観を持たず、フラットな目を見て、かつ専門家の御意見も聞きながら適切に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○江川委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時36分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 いよいよ最後の質疑となりました。残り二十何分、午後3時ぐらいまでしかできないかなと思っていますので、もしかしたら全部できないなというふうには思っていますけども、できる限りやっていきたいと思います。

能登谷委員といしかわまさき委員が本当に巻いていただいて、質疑させていただけるチャンスを得たので、よろしくお願いしますと思います。

初めに、経済部、旭山動物園関連でお聞きしたいと思います。

昨年の第1回定例会でも質疑させていただきました、旭山動物園が進めようとしているゼロカーボンZOOの具体的な施策や今後の展望についてお聞きしていきたいと思います。

まず、令和8年度の予算の施設整備費の概要について伺いたいと思います。

○中田旭山動物園主幹 旭山動物園の令和8年度施設整備費におきましては、トイレの洋式化や休憩所のエアコン設置のほか、老朽化した施設、設備の修繕など、来園者の利便性、快適性の向上や施設の安全性向上に取り組む予定となっております。このほか、バックヤードの充実として、保護動物舎の整備やゼロカーボンZOOへの取組に関わる経費などを予算計上しており、総額で2億6千83万7千円となっております。

○皆川委員 ただいま保護動物舎を整備するとのことでありました。

そこで、このたび整備しようとしている保護動物舎の目的とその内容について伺いたいと思います。

○中田旭山動物園主幹 野生生物を保護し、繁殖させる活動は、生物多様性保全に資する動物園の重要な役割の一つであり、旭山動物園においても積極的に傷病鳥獣の受入れを行っています。現在、来園者の目に触れないバックヤードエリアにある既存施設で対応しておりますが、手狭であり、老朽化していることから、この機能を充実させるべく、新たに保護動物舎を整備しようとするものであります。

新しい施設は複数のケージからなり、主に鳥類や小動物を飼育できる環境で、保護動物の受入れとともに、繁殖個体や余剰個体の収容場所、動物移動の検疫時などに必要となる一時隔離場所としての機能も想定しております。

○皆川委員 動物園において、こうしたバックヤードを含めた施設全体の充実は本当に大事ななと思っています。あわせて、ゼロカーボンZOOの取組として脱炭素化や省エネの視点をこれからどう形にしていくのかも大事な点かなと思っています。

そこで、脱炭素化や省エネの取組に係る事業内容はどのようなものなのか、伺いたいと思います。

○中田旭山動物園主幹 令和8年度につきましては、今年度実施した脱炭素化に向けた実施設計等業務において、園内エネルギー消費量の把握や、再生可能エネルギー設備の導入に向け、作成した計画、試算等を踏まえ、ゼロカーボンZOOの取組をさらに具体化するため、事業計画等支援業務を実施する予定でございます。加えて、今年度から開始している温室効果ガス排出量の算定支援業務を継続実施するほか、省エネ化の可能性に関わる実証等を目的とした省エネ化推進業務、冬季におけるEV車両の導入等を検討するためのグリーンスローモビリティ走行実証業務などの事業を実施する予定であり、予算額は合わせて3千435万2千円を計上しております。

○皆川委員 少し飛ばしまして、昨年、太陽光発電についてちょっと質疑させていただきました。

その際に、設置場所についても、景観に配慮しつつ、来園者にも取組を見ていただけるような場所を検討するというふうに言われておりました。

一方で、太陽光発電については、再生可能エネルギーとして期待される反面、景観との調和や将来的なパネルの処理なども含めて様々な見方があると思います。なので、慎重に見ていく必要もあるかなというふうに感じております。

そうした中で、昨年答弁のあった太陽光発電の導入検討が、その後、どのように進んだのか、また、現時点でどのように整理しているのか、伺いたいと思います。

○中田旭山動物園主幹 今年度実施した脱炭素化に向けた実施設計等業務におきまして、太陽光発電導入の有効性や園内での実現性などの調査、検証を行ったところであります。具体的には、事業者が設備を設置し、発電された電力を購入するPPA方式での導入を調査したのですが、同時に検討を進めている木質バイオマス発電の導入可能性とも照らし合わせた場合において、費用対効果の観点から最適な判断となるよう導入検討を見合わせているところであります。

一方で、軽く、薄く、曲がる特性のあるペロブスカイトなど、新たな太陽光発電の素材も実用化されつつありますので、その有効性や活用方法についての実証、検証を行うなど、引き続き、太陽光発電に関わる再生エネルギーとしての活用を模索してまいります。

○皆川委員 昨年質疑した太陽光パネルというのは、ちょっと、今、導入検討を見合わせているということで、ぺらぺらの薄いペロブスカイトという、そういうのをちょっと模索しているということとであります。

その中で、今、木質バイオマスというワードが出てきました。原油やエネルギー価格の動向が、今、改めて注目される中で、エネルギーをできるだけ地域の中で賄っていくとか、そういった視点はこれまで以上に大事になってきているのかなと思っております。その点でいえば、森林資源が豊富なこの旭川においては、ペレットをはじめとする木質バイオマスの活用は、非常に意義のある可能性のある取組だなと思っております。

そこで、旭山動物園において、今後、木質バイオマスの活用をどんなふうに進めていこうとしているのか、お聞きしておきたいと思います。

○田村経済部次長 現在想定しております木質バイオマス発電機は、木材を燃やすのではなく、高温でガス化しまして、そのガスでエンジンを回し、発電するという仕組みになっております。そのため、燃料であります木質バイオマスの形状や乾燥度合いが厳密に決められており、その規格に合った燃料の確保が課題となっております。加えまして、発電機種の選定とともに、その日常管理やメンテナンス、木質バイオマスの調達方法、導入コストやランニングコストなど、様々な検討事項や課題があるものと認識しております。

○皆川委員 ちょっと、恐らく、違うところを答えられたかなというふうにも思っていますけども、また、じゃ、違うふうな視点で。

視察に何か行かれたというふうに聞いたんですよね。そのことについてちょっと伺いたいと思います。

○田村経済部次長 木質バイオマス発電機を導入しました先行事例であります平取町と下川町の発電設備を今年の2月に視察してまいりました。いずれも燃料として地元の木材を活用しており、発電した電力は、平取町では町立病院に、下川町では売電に活用されている状況であり、現地では導

入機種とその稼働状況、木材の使用や調達方法などを調査してきたところでございます。

○皆川委員 それでは、先ほど一度答えられた部分は飛ばしまして、燃料である木質バイオマスはどうするのかは、今後の方向を決める上で本当にかなり大事なところかなあと考えています。

木質ペレットは、乾燥して圧縮しているので、含水率が低くて、形状や品質が比較的一定で、取り扱いやすい燃料だと思っておりますので、燃焼の安定性や日常管理のしやすさという面に加えて、設備の安定的な運用や安全な運転につながりやすい燃料の一つではないのかなと思っております。

そこで、今後検討している木質バイオマス発電機の燃料として木質ペレットを採用する可能性をどのように見ているのか、伺いたいと思います。

○田村経済部次長 現在、導入を検討している発電機種は複数ございまして、その中には、燃料に木質チップを使ったものと木質ペレットを使ったものがございまして、それぞれに一長一短があることが分かっております。

機種の選定に当たりましては、燃料以外にも、先ほど御説明したような様々な点を比較検討する必要がありますので、長期的な視点を持ち合わせながら、地域の実情も踏まえ、適切な設備や燃料を導入、調達できるよう総合的に判断してまいります。

○皆川委員 木質バイオマスの活用は、本当に動物園らしい脱炭素の取組として大変重要だと思っておりますので、特に木質ペレットの活用も含めて、今後ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

その一方で、来園者の移動や園内の足の確保といった視点も、ゼロカーボンZOOを考える上では大事な要素かなと考えております。

次に、冬季におけるEV車両の導入等を検討するためのグリーンスローモビリティー走行実証業務などの事業を実施する予定とのことであります。グリーンスローモビリティー、いわゆる小型のEVバスでありますね。こうしたゼロカーボンZOOの取組を進めていく上では、そうした園内の移動手段についても脱炭素化をどう進めていくのかが大事な視点だと思いますので、そこで、グリーンスローモビリティー、いわゆるEVバスについての導入に向けてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○田村経済部次長 現在、ガソリンを燃料としておりますシャトルバスを園内の東門と坂の下の間で通年運行としておりますが、代替車両としての可能性を検証するため、昨年10月にEVバスの実証を実施したところであり、2日間で約800人の来園者が体験乗車いたしましたが、総じて利用者からは肯定的な声が多かったものと認識しております。

一方で、通年利用とした場合には、雪が多く寒さの厳しい冬の園内におきましてEVバスが円滑に通常運行できるかなど、さらなる検証が必要なことから、新年度におきましては、冬季の実証実施を予定しているところでございまして、その予算として100万円を計上しているところでございます。

グリーンスローモビリティーなどのEVバスの導入に関しましては、CO₂削減の取組などゼロカーボンZOOの取組に資するものであり、さらには、非常時電源としての活用が期待できる一方、現状より輸送人数が少なくなる可能性や、導入には多額の経費を要するなどコスト面での課題などもあることから、冬季の実証結果も踏まえまして、将来的な導入につきまして総合的に検討し

てまいりたいと考えております。

○皆川委員 また、少し飛ばしたいと思います。

3問ほど飛ばしまして、最後、聞きたいと思います。

ここまで施設整備、また木質バイオマス、またE Vバス等についてお聞きをしてみたいけれども、旭川市の中でも、特に旭山動物園だからこそ、脱炭素の取組を来園者や市民の皆さんにしっかり伝えていけるか、大きな可能性があると思っております。

そこで、ゼロカーボンZ O Oでは何を目指していくのか、最後に、改めてその将来像について伺いたいと思います。

○三宮経済部長 ゼロカーボンZ O Oについてのお尋ねでございますけども、まず、動物園自体が動物を通じて環境問題を伝えていく施設でありますけども、この動物園の運営は、実際には環境への負荷というものがゼロではないということでございます。そういった現実がある中で、地球温暖化や生物多様性の保全などの課題に動物園として真正面から向き合っていく姿勢を、まず、広く、対外的に示す取組であります。

また、C O 2削減に向けましては、排出量を継続的に可視化していきながら、施設の省エネ化をはじめ、木質バイオマスや太陽光などの再エネ設備やE V車両の導入のほか、動物のふん尿を堆肥化するなども検討いたしまして、地域資源や廃棄物の利活用による地域循環モデルを構築することと、あと、災害のときにこの園内でレジリエンス力を高めていくという機能も図ろうと思っております。

また、本市を代表する施設であります動物園は、こういった取組は非常に発信力がありますので、ゼロカーボンの取組は、この施設内にとどめるのではなく、広く市民や来園者に波及させていくことが重要と考えております。関係団体や企業と連携した啓発イベントや環境コンテンツの提供、環境配慮につながる園内消費の仕組みなど、様々な取組を効果的に展開することで、環境配慮の生活スタイルや行動に新たな価値観を生み出せるよう、動物園としても持続可能な未来のために貢献できる取組にしてみたいと考えております。

○皆川委員 実は、本当は残り2事業あるんですけども、今ここでやっちゃうと非常に中途半端な質疑になっちゃって、何を聞いているんだという、結局、何を聞きたいんだということになってしまうので、すみません、残り、予定していたんですけども、聞けないので、でも、まだ少しあるので、せっかくなので、榊井副市長、ゼロカーボンについて、一言だけ、何かお話をいただけたら、それで、最後、締めて終わりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○榊井副市長 御質問、ありがとうございます。

ゼロカーボンは大変大事なことだと思っています。菅総理のときですかね、国際的なお約束としてゼロカーボンに取り組むということを決めたという、まさしく国策であり、世界約束ということになっているところでございます。

ただ、現在の世界情勢を見ると、必ずしもこの約束事に取り組むのはいかがなものかと言っている国々があるというのも、また一方で事実であるということであろうかと思います。

ただ、こういった中でも、我が国はやっぱり着実にゼロカーボンを進めていくことが非常に重要ではないかと思っておりますし、また、我が国一国がゼロカーボンに取り組んだとしても、その効果というのは僅かであるというふうに言われているのもまた事実であるところでございます。

そういった中では、我が国は着実に実施するとともに、世界の国々に、国の仕事ではあるんですけども、着実に実施しようという雰囲気づくりが大事であると思っているところでございまして、その雰囲気づくりのためには、また裏返すと元に戻るんですけど、我が国が着実にやっているからこそ、他国に対しても物を申せるというところもあるかと思います。

そういう意味では、世界各国がやるためには、我が国がやる取組と世界の取組でまさしくサイクルになっているようなところもございしますので、全世界のためにも、我が国がやる、そのためには、また、我が旭川市が取り組むことが非常に重要ではないかと思っておりますので、ゼロカーボンについては本当に着実にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○江川委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第14号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第16号、議案第22号及び議案第23号の以上4件に対する質疑は、終了いたしました。

なお、能登谷委員からございました花咲スポーツ公園新アリーナ整備の必要性と募集要項等の妥当性についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これをもって、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を閉会いたします。

閉会 午後2時54分